

定款変更届出書

年 月 日

(届出先)  
横浜市長

事務所の所在地が変わった場合は、  
新住所を記載してください。

届出者 主たる事務所の所在地 **横浜市中区港町一丁目1番地**  
 その他の事務所の所在地 **横浜市〇区〇町一丁目2番2号**  
 法人の名称 **特定非営利活動法人横浜**  
 代表者の氏名 **横浜 太郎**  
 電話番号 **045-227-0000**  
 FAX番号 **045-227-0000**

次のとおり定款を変更しましたので、特定非営利活動促進法第25条第6項の規定により、届け出ます。

変更の内容	新（変更後）	旧（変更前）
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content;">                     変更箇所の下線を引いてください。                 </div>	特定非営利活動法人〇〇〇〇定款  略 （事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を <u>神奈川県横浜市中区港町一丁目1番地</u> に置く。  以下略 附則 <u>この定款は、平成25年6月1日から施行する。</u>	特定非営利活動法人〇〇〇〇定款  略 （事務所） 第2条 この法人は、主たる事務所を 神奈川県横浜市〇区〇〇一丁目2番3号に置く。  以下略
	変更の理由  事務所の移転に伴う主たる事務所の所在地の変更	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">                         総会で議決された日とするのが一般的です。事務所を移す場合は、登記上の移転日が入ります。                     </div>

- ・届出事項の場合、施行日（当該変更の効力が生じる日）は、総会で議決された日、又は、登記上の移転日となり、附則に記載する必要があります。（30ページ <定款変更に伴う附則の追加例>参照。）
- なお、附則は、新たに追加し、設立当初の附則は変更せずに、そのまま残してください。
- ・上記の例では、登記事項(主たる事務所の所在地)に変更が生じていますので、2週間以内に変更の登記が必要です。

**〈注意〉** 定款上、「主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。」とあり、横浜市内で事務所を移転した場合は、定款の変更には該当しません。この場合、定款変更届出書の提出は不要ですが、変更があった旨をお知らせください。（様式は決まっていませんので、所在地を住居表示のとおり（〇丁目△番〇号など）明記し、書面等でご連絡ください。）なお、登記事項(主たる事務所の所在地)に変更が生じますので、2週間以内に登記の変更が必要です。